

財政援助団体等監査

1 監査の実施期間

平成30年10月10日から同年12月14日まで

2 監査の対象

◎名 称 富士市悠容クラブ連合会

所在地 富士市本市場432番地の1

◎名 称 富士市商工会

所在地 富士市鷹岡本町6番3号

3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行で財政的援助に係るものを監査した。

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、補助金交付申請書、事業概要書、補助指令書、実績報告書、その他証拠書類等の資料により、報告書の内容及び事務処理状況を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど所定の監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、それぞれ「むすび」に述べるとおりである。

◎ 富士市悠容クラブ連合会

1 補助金等の名称

富士市老人クラブ補助金

2 交付目的

高齢者の生活を健全で豊かなものとするため、高齢者が自らの手で、その福祉を高めようとして組織する老人クラブの活動に補助することで、単位クラブ、地区連合会、市連合会の連携と情報交換を図り、老人クラブ活動を促進し、介護予防事業等の実施により、高齢者の福祉向上を図ることを目的としている。

3 富士市悠容クラブ連合会収支決算の状況(平成29年度)

収支決算の状況は「別掲」として次のページに掲載した。

4 事業活動等

高齢者の生活を元気に過ごすため、「健康づくり」や「生きがい」などをテーマに、悠容クラブの育成及び指導、事業推進に係る連絡及び調整、高齢者福祉の向上のための事業などを推進している。

具体的な活動の内容は、歌の祭典、演芸大会、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、ウォーキング事業などの催しの実施及び公園・道路等の清掃、独り暮らし高齢者の見守りを行う友愛訪問活動などの社会奉仕活動に対する助成事業などである。

5 むすび

(1) 市補助金の交付は、平成29年5月31日付けで提出された補助金等交付申請書の内容を審査した結果、交付することを決定し、平成29年6月2日付けで補助金等交付決定通知書を通知した。補助金は、初回3,264,640円を平成29年6月23日付けで、以降、補助金の目的に応じ、全6回に渡り指定された口座に振り込み、同日収入されていることを確認した。

(2) 市補助金は、支出項目全般にわたりその財源の一部として充当されているのでその内容等を監査したところ、交付の目的に従って使用されていた。計数は支出調書、照査簿等と照合の結果、適正であると認められたが、市からの補助金について、規約で定めている会計年度を過ぎての受け入れとなっていたため、今後、規約どおりの適正な会計処理に努められたい。また、所管課は補助金の支出に当たり、同会の規約に則った会計処理ができるよう、執行の時期に配慮されたい。

(別掲) 富士市悠容クラブ連合会収支決算の状況(平成29年度)

収 入

(単位:円、%)

項 目	予算額	決算額	収入率	増減額	備 考
1 会員負担金	1,603,520	1,603,520	100.0	0	320円×5,011人
2 事業参加費	2,324,000	1,700,000	73.1	△624,000	ウォーキング事業参加費ほか
3 補助金	7,595,402	7,618,976	100.3	23,574	富士市 7,082,402 社会福祉協議会 200,000 静岡県老人クラブ連合会 336,574
4 雑収入	20,000	8	0.0	△19,992	預金利息
5 繰越金	258,732	258,732	100.0	0	
合 計	11,801,654	11,181,236	94.7	△620,418	

支 出

(単位:円、%)

項 目	予算額	決算額	執行率	増減額	備 考
1 運営費	580,000	509,559	87.9	△70,441	事務費ほか
2 県老連負担金	750,540	750,540	100.0	0	人数割+定額 449,880円
3 活動費	10,471,114	9,726,650	92.9	△744,464	
1) 単位クラブ活動費	5,274,075	5,264,075	99.8	△10,000	単位クラブ活動助成金
2) 地区活動費	290,000	270,000	93.1	△20,000	地区行事助成金
3) 奉仕活動費	500,000	499,878	99.9	△122	友愛訪問活動費 地域社会貢献活動費
4) 悠容だより発行費	445,000	445,688	100.2	688	印刷費・消耗品費ほか
5) スポーツ活動費	2,700,000	2,200,325	81.5	△499,675	ウォーキング事業 ゲーム競技会ほか
6) 組織対策費	882,039	690,221	78.3	△191,818	組織対策活動費 研修会開催費
7) 文化活動費	380,000	356,463	93.8	△23,537	演芸大会 歌の祭典
合 計	11,801,654	10,986,749	93.1	△814,905	

収支差引額 194,487円(収入 11,181,236円-支出 10,986,749円)は翌年度に繰り越す。

◎ 富士市商工会

1 補助金等の名称

富士市商工会補助金

2 交付目的

地域の中小商工業者の経営健全化及び活性化並びに地域の産業経済の発展を図るため、実施する中小企業経営改善普及事業、商工振興活動に係る諸事業に対して補助金を交付するものである。

3 富士市商工会の収支決算の状況(平成29年度)

収支決算の状況は「別掲」として次のページに掲載した。

4 事業活動等

経営改善普及事業や地域総合振興事業に加えて、国の認定を受けた経営発達支援計画に基づき伴走型小規模事業者支援推進事業を実施し、事業所の新たな商品・サービスの開発や販路開拓などの取り組みによる経営発達を実現するための支援を行っている。

5 むすび

(1) 市補助金の交付は、平成29年5月1日付けで提出された補助金等交付申請書の内容を審査した結果、交付することを決定し、平成29年5月8日付けで補助金等交付決定通知書を通知した。補助金7,600千円は、平成29年5月16日付けで5,000千円、12月5日付けで1,800千円及び平成30年3月30日付けで800千円を指定された口座に振り込み、同日収入されていることを確認した。

(2) 市補助金は、支出項目全般にわたりその財源の一部として充当されているのでその内容等を監査したところ、交付の目的に従って使用されており、その計数は支出調書、照査簿等と照合の結果、適正であると認められたが、所管課の補助金交付については、一部検討を要する事項が見受けられた。

補助金交付要領第6条第2項では、原則として年2回に分けて交付するものとなっているが、3回の交付となっていたため、交付回数の減若しくは要領の変更が必要である。

また、第3条第1項で、「補助金の額は、補助金の交付を受ける団体の前年度における事業活動費の支出決算額の15%以内とし、予算で定めた額を限度額とする」。となっているが、「前年度」の部分については、補助金の性質上「当年度」の事業費を対象とし、当年度の精算とすべきである。また、「事業活動費の15%」については補助対象事業費の範囲が曖昧であり、さらに県費その他の財源を控除せず交付額を算定しているため、補助額決定のルールの特明確化について検討されたい。

(別掲) 富士市商工会収支決算の状況(平成29年度)

収 入

(単位：円、%)

項 目	予算額	決算額	収入率	増減額	備 考
1 補助金収入	49,399,452	49,399,452	100.0	0	
1) 静岡県補助金	38,563,762	38,563,762	100.0	0	人件費・経常事業費
2) 富士市補助金	7,600,000	7,600,000	100.0	0	事業活動費
3) 国庫補助金	3,235,690	3,235,690	100.0	0	伴走型小規模事業者支援 推進事業
2 会費、手数料等 収入	24,630,091	24,540,150	99.6	△89,941	
3 前期繰越収支差額 収入	134,540	134,540	100.0	0	
合 計	74,164,083	74,074,142	99.9	△89,941	

支 出

(単位：円、%)

項 目	予算額	決算額	執行率	増減額	備 考
1 人件費	46,241,096	46,298,901	100.1	57,805	
2 経営改善普及事業 費	8,043,940	8,025,795	99.8	△18,145	
3 地域中小企業活性 化対策支援事業費	7,821,690	7,821,943	100.0	253	
4 地域総合振興費	1,735,738	1,770,670	102.0	34,932	
5 管理費	10,174,301	10,000,491	98.3	△173,810	
6 資産取得費	0	0	-	0	
7 引当費	0	0	-	0	
8 予備費	147,318	0	-	△147,318	
9 次期繰越収支差額	0	156,342	-	156,342	
合 計	74,164,083	74,074,142	99.9	△89,941	